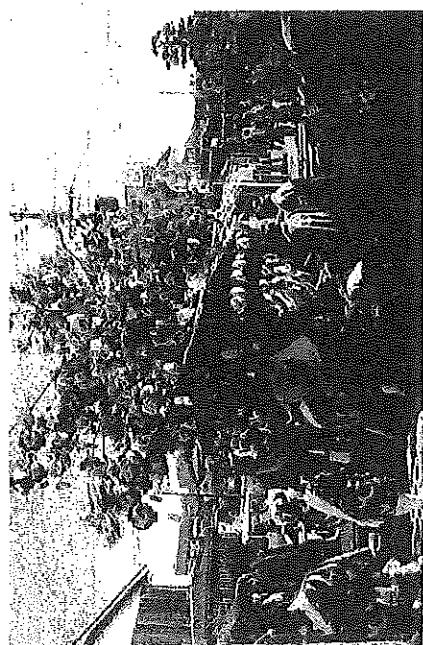


大野神社祭改革に向けて

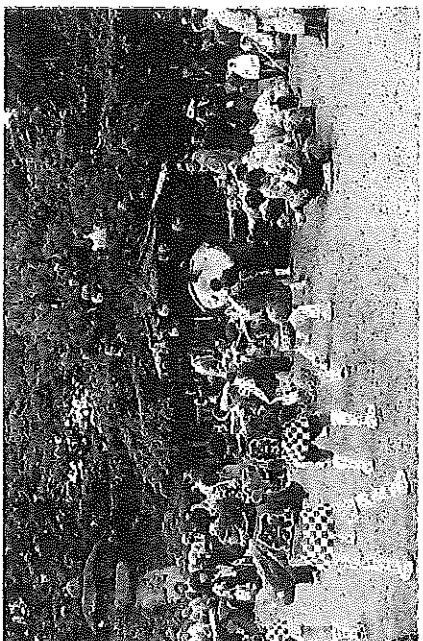
課題解決に向けた更なる飛躍！



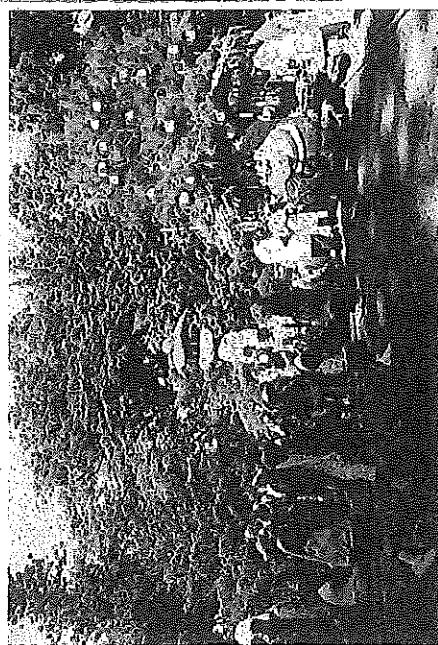
万歳山



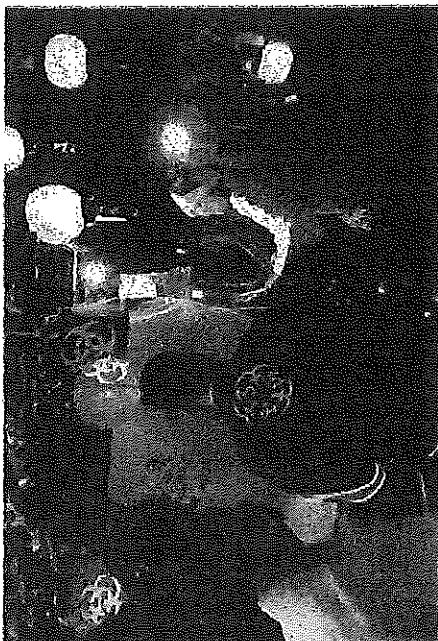
鉢山



昭和山



明治山



高砂山

令和4年7月

大野神社総代会

さらなる祭へ大改革

はじめに

私達の口大野区には、大野神社の秋祭として長年に渡り各町内会が奉納してきた、地域伝統芸能の山車等（樂太鼓、太刀振等）があります。しかししながら、少子高齢化が進む今日、祭衆個々にかかる負担は増大しき習慣を重んじる祭は、高齢者や祭衆にとって重荷と感じ、祭参加そのものが敬遠されがちとなり、祭体制が組めない状況になりました。

このような課題の解決を図るために、令和2年度から神社総代会を中心に行なう検討会を重ね、祭り関係者等の意見も得る中で神社総代会が新たな祭方針を見出し祭の大改革に取り組むこととしたしました。

各町内の誰もが楽しめる祭となるよう新たな祭運営方法を見出し、祭を通じて各町内そして口大野区全体の地域コミュニティの繋がりをさらに強固にするため、習慣に囚われないさらなる祭の展開に繋げることといたしました。

現状と課題

祭奉納(樂太鼓)について

樂太鼓は現在、口大野区では町内の輪番制にて樂番を担当し、大野神社に奉納しています。

当番となつた町内は、町内会役員、隣組長、青年や子どもたちが一丸となり、町内の青年が主導する形で樂太鼓の運営に当たっています。一方、少子高齢化が進んだ今日、町内規模の違いなどもあり町内によつては祭に携わる人員確保がままならない状況です。特に祭を司る青年や子どもが確保できず、担当年番を全うすることすら困難な状況に近づいていふ町内もあります。

このことは輪番制での祭運営において大変脅威であり、樂當番を受け持つ町内会の役員等にとつても祭そのものが負担となり、合わせて祭衆個人にかかる負担も増大するため敬遠される要因にも繋がっています。これらの現状から少子高齢化が進んだ現在、輪番制と祭衆の確保が最大の課題であると言えます。

課題の要因

先に述べた祭衆（子ども含む）と世話方等の減少のほか、応援や支援体制が希薄になつた要因の根底は少子高齢化と輪番制における祭衆の確保であると思われます。

(1) 少子化・高齢化からの影響

- ・少子高齢化による祭衆の不足（町内出身者のサポート人員不足）
- ・少子化による祭衆（子ども含む）と祭関係者（青年等）の減少
- ・高齢化による世話方数の不足（祭役員、屋台運行、引手、花方、給仕等）
- ・祭役割における個人負担の増加（準備期間と祭当日における役割）
- ・神輿担ぎ手の減少（少子化、厄年の減少、町内山車との兼務）
- ・町内会、地区コミュニティの連携不足（町内会結束力の希薄化）

(2) 交通の影響

- ・車両通行量の増大による危険増加と交通渋滞（花打ち、屋台巡行時）
- ・住宅界域の広域化による屋台進行の遅れ（長時間化）
- ・屋台進行時間の遅延（花打ち個所の拡大）

(3) その他

- ・奉納時の観客及び場所問題（奉納会場問題、見物客の駐車場、トイし等）
- ・祭運営にかかる裏方、応援体制の課題（連携不足による希薄化と体制崩壊）
- ・練習会場、仕込み場所、出立打上会場などの場所確保（会場確保問題）

課題解決の方法

少子高齢化における神輿・樂太鼓の祭衆確保を最優先！

その1 神社例大祭実行委員会の新設と運営

- ・神社総代会を主体とした神社例大祭実行委員会を創設し、神事のほか神輿・樂太鼓（町内山車を除く）を運営。
- ・運営主導者は、神社総代が「神事と神輿」、各町内会長総代が「樂太鼓運営」を担当し、世話方として部を設置し各町内が輪番制で担当する。また、神輿には「鷹匠」、樂太鼓には「マイル会等」に支援願う。
- ・各町内山車等は、神事は神社総代会が担当するが山車運営は関係する町内会や保存会等が運営する。

その2 子どもの町内輪番制の廃止と祭衆（子ども）の公募

- ・町内輪番制を廃止し、打ち子やお雛子等の祭衆（小1～高校生）を区内全域の子ども達から公募する。
- ・裏方の祭衆（世話方）は、各町内に主たる業務を分担し運営する。その調整は実行委員会（町内会長）が当たるが裏方は輪番制として各町内が受け持つ。（各部間での応援あり）

その3 町内山車の奉納中止を要請（令和4年度のみ）

- ・本年度は公募による樂太鼓運営に関する試行的要素が多くあり今後の体制作りの基礎とするため、各町内が保有する山車（太刀、子ども神輿等）の奉納中止を要請する。（神輿と樂太鼓のみの奉納）

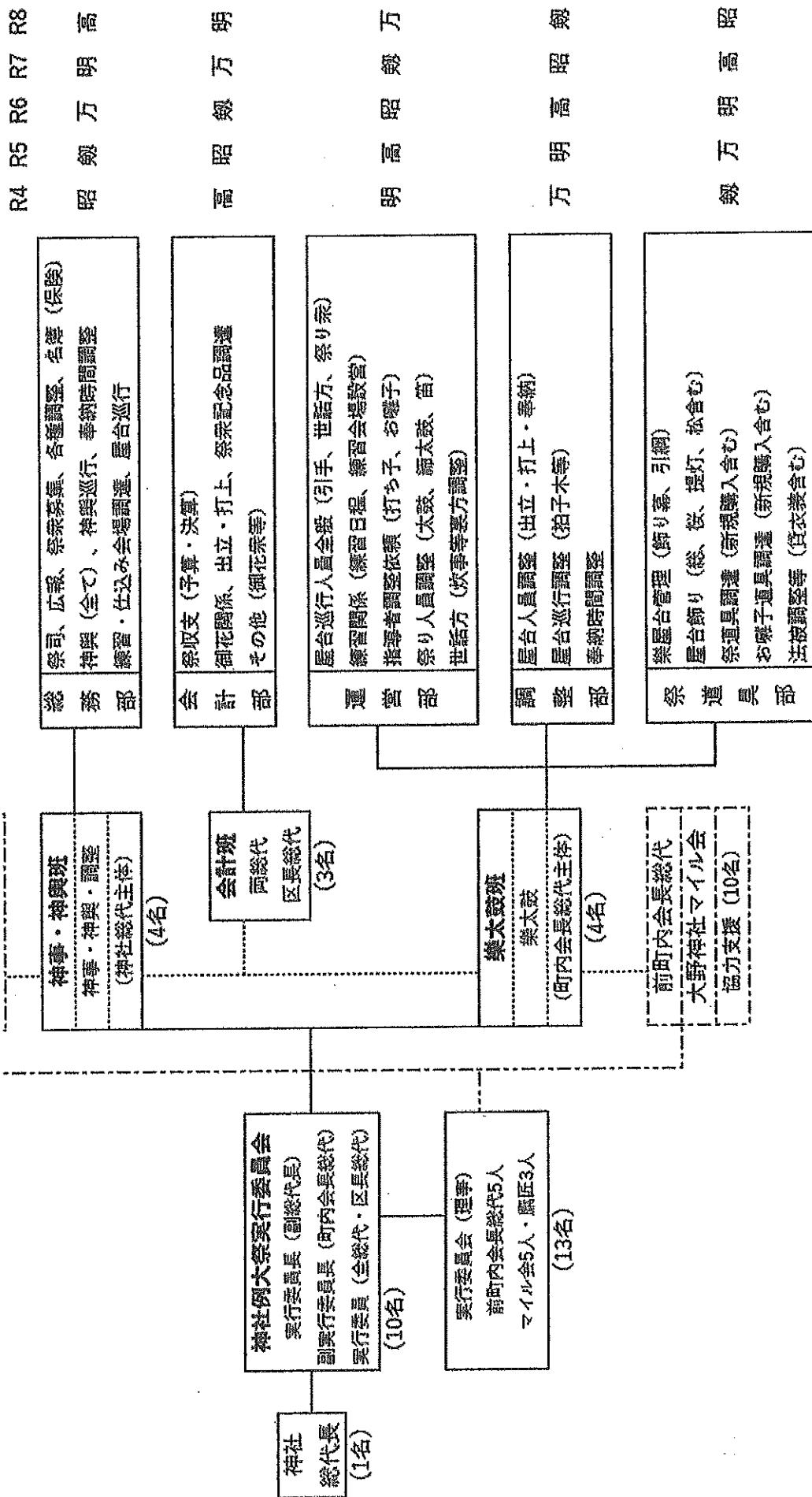
その4 町内山車の奉納分離を検討（令和4年度以降）

- ・樂屋台と町内山車との競合（子どもとの取り合い、町内山車との役員兼務）を避け、神輿の担ぎ手確保にも繋げるため、新たな祭り体制を構築するためにも新祭（春祭）についての検討を開始する。

祭運営体制について（神社例大祭実行委員会の新設）

大野神社総代会 (R04.6.1)

大野神社秋祭組織体系図



祭運営体制について（実行委員会の業務役割と運営）

班長、各部会は神社総代とし、各部は町内の輪番制にて運営！

(1) 神社例大祭実行委員会

- ・副総代長を実行委員長とした神社総代10名で構成し、秋祭（神事、神輿、樂太鼓）の奉納を総括する。またマイル会と鷺匠から若干名を実行委員会に参加頂き運営協力を願う。

(2) 神事・神輿班

- ・神社総代が中心となり神事と神輿奉納を総括する。班長と総務部長は神社総代が当たる。班長は総務部長や鷺匠代表と調整し、一緒になつて神輿運営を司る。（公募者対応検討含む）

(3) 会計班

- ・神輿班と樂太鼓班から各1名に区長総代が加わり秋祭全ての会計処理を行う。班長は神社総代1名、会計部長は町内会長総代が当たり部長は担当町内会の花方等を運営する。

(4) 樂太鼓班

- ・町内会長総代が中心となり、マイル会代表の協力を得て樂太鼓奉納を司どる。各部長にはそれぞれの部会を担当する町内会長が当たる。

(5) 各部会での業務

- ・祭準備は町内会が全て担当していた業務を担当町内に分散するもの。各部の業務は町内単位を基本とするが応援要請があれば班長と部長が調整し、臨機応変な対応を行うものとする。

祭実施について(コロナ対策)

コロナウイルス感染症対策を講じて実施！

(1) 基本方針

- ・本年の秋祭は、練習期間も含め特ににコロナ対策を講じて実施する。
- ・練習期間はマスク着用と検温消毒を徹底するほか、出席者名と検温値を部長が記録する。
- ・コロナ発生時の対応（原則練習中止、本番は協議、濃厚接触者の洗出しと検査依頼）

(2) 実施方法

- ・公募のあつた子どもには練習参加カードを配布し、健康状況や体温の記録をカードでチェックし、会場で体温を測るなど2重チェック体制を施す。カードの無い子どもは練習に参加させない。各部会で作業等実施する大人は部会長がチェックシートで管理する。
- ・コロナ対策として練習期間及び祭当日における、飲食物の提供は原則実施しない。
- ・公募人數によつては、太鼓、締太鼓、横笛などのパート練習日を設置するほか、合同練習日を設ける。
- ・準備に当たつて頂く世話方も準備会場を分散するなどして、町内単位での準備とするものの祭衆が一堂に会する機会を極力減らす。

祭実施について(予算)

御花は当分の間、花方にて從来どおりの方式にて実施！

(1) 予算収支の基本的な考え方

- ・慣例のは正（準備・祭当日の飲食・慰労等の廃止、子ども練習期間菓子配布の廃止）
- ・祭費用の併約化（子ども記念品の菓子袋、御札金額の統一化）
- ・樂太鼓における収支は、御花内での収支を基本。
- ・神輿や屋台の大規模修理などは、神社費の樂番積立金を取り崩し支出。

(2) 御花について

- ・区民が行う御花は任意とし金額は個人判断。（従来どおり）
- ・実行委員会会計が収支を総括。（樂会計）
- ・輪番制にて担当となつた町内会が花方役を設け各戸を廻る。（必要に応じて各町内へ花方衆を応援要請→調整会議での承認を必須とする。）

(3) 御花の還元について

- ・御花は町内毎に集計し、集めた額の10%（未定）を基本に各町内に還元予定。
- ・町内に還元された御花の活用方法は、各町内会長に委ねる。

祭事実施について(祭衆の公募)

子ども祭衆（打ち子、お囃子など）は、区民から公募！

(1) 公募の時期、人數等

- ・7月中旬以降に回覧板等を通じて区民の子ども達から公募（打ち子、横笛、締太鼓、太鼓等）
- ・公募予定数150名程度（打ち子75人、横笛45人、締太鼓・太鼓30人等）

(2) 公募条件（基本的な考え方）

★公募条件は、小学1年生から高校生までの男女区民。青年等は各町内役で参加。また小学生（1～2年生）の保護者は、別役を協力要請する予定。（祭当日の付添い等）

- ・打ち子：小学1年生から中学校3年生までの男女区民。
 - ・横笛：小学5年生から高校生までの男女区民。（大人区民含む）
 - ・締太鼓：中学生以上高校生までの男女区民。（大人区民含む）
 - ・太鼓：高校生の男女区民。（大人区民含む）
 - ・区民（青年）：公募せず各町内の輪番役として参加。
 - ・帰省者（大人）：コロナ禍での状況を理解して頂き、各町内会の輪番制役割の中で参加頂く。
- ## (3) 区民外の公募について
- ・区民外の公募（子ども等）は原則行わない。（当分の間、区民以外の子どもは参加できない。）
 - ・区内出身者で町外在住者（18歳以上）は、各町内の輪番制役割で参加頂く。
- ## (4) 忌明けについて（祭への参加）
- ・神道（神葬祭式）では忌明けを50日（仏教49日）としており、それ以降の神社祈願や祭事等は参加できるものとされているので、祭衆として祭に参加してもらうことに問題ない。

祭実施について(出立・打上)

慣例に囚われない食糸した出立・打上！

(1) 基本方針

- ・今年度は特別にコロナ対策を講じて実施するため、原則食事はしない。
- ・祭衆が一堂に会し実施できる場所として、自治会前グラウンドを基本とする。
- ・出立打上の規模縮小と裏方の省力化を図るため、慣例に囚われず儉約に努める。特に本年度はコロナ対策として出立打上時の食事提供はしない。

(2) 實施方法

- ・本年度は、祭衆を対象とした出立打上は原則缶飲料を用いて行う。なお、コロナ対策として食事類は提供しない。（次年度以降は、総代会にて決定する。）
- ・出立打上会場は調整部が世話方として缶飲料を準備するほかゴミ箱も設置する。
- ・出立打上が悪天候となる場合、天候状況を踏まえ実行委員会で判断し指示する。
- ・実施時間は、巡行スケジュール等を加味し今後神社総代会にて決定する。
- ・出立打上の芸太鼓打ちは打ち子で公募のあつた子どものみとする。

(3) 管理運営

- ・出立打上については、神社例大祭実行委員会のうち樂太鼓班が中心に運営する。

祭実施について(祭道具)

祭道具の不足分確保と共有！

★基本方針

- 屋台用の紅提灯は、大野神社所有の紅提灯を利用する。
- 役提灯は各部において自分の町内が所有するものを原則利用する。
(不足する役提灯は樂太鼓班において協議のうえ共有する)
- 祭衆の法被類は個人所有物の利用を原則とする。子ども法被も同様に個人所有物の利用を原則とするが、女性や子ども用の法被類は町内会長等（町内役員）の責任において、各町内会が所有しているものを町内の子どもに対し貸付する。
- 子ども横笛等についても法被と同様に町内の祭衆に対し、各町内会が所有するものを貸付する。なお、公募者には大野神社の豆絞りを作成し記念品として配布予定。子ども用樂バチは個人間での貸与してもらうほか、町内会で準備できないものは貸与者で共有するものとする。
- 練習期間における太鼓は区所有物を用いる。大人用樂バチや締太鼓は祭り道具部所有物を用いることを基本とする。なお、練習期間及び祭当日に祭道具を破損させた場合は、実行委員会が担当町内会長と相談のうえ補償するものとする。

祭実施について(練習音)

練習音の方法

(1) 基本方針

- ・指導者を予め各町内会長の責任において数名ずつ選出し、事前練習を行う中で芸の統一を図る。

- ・練習はパートと合同の2本立て練習とし、極力祭衆の一堂に会する機会を減らす。
- ・班長と部長が中心となり、練習や仕込み参加者の健康状況の把握に努める。
- ・雨天練習中止等は、班長が午後5時に自治会2階テラスに旗をかざし周知するほか、他の連絡方法も今後、各班や部長と検討する。
- ・練習や仕込みの日程調整会議を班長と部長が部員代表を交え検討し調整を図る。

(2) 具体的実施方法

- ・練習参加者にはマスク着用と検温・消毒を徹底するほか、カードにて状況を管理する。
- ・公募者の子どもには練習参加カードを配布し、健康状況や体温をカードでチェックする。
- ・また、カードを持参していない子どもは祭練習に参加させない。公募以外の子どもや保護者等も練習会場に入れないことを原則とする。
- ・練習や仕込みに参加する大人は、部長がチェックシートにて参加者を検温し管理する。

検討会の足跡

令和3年度

- ①R3.5.27 第1回（方針案、子どもとの区内公募決定）
- ②R3.7.8 第2回（方針説明会：神社・地区役員OB）
- ③R3.7.13 第3回（方針説明会：祭り関係団体）
- ④R3.7.16 第4回（方針説明会：神社応援団体）
- ⑤R3.9.3 第5回（聞き取り課題の検討）
- ⑥R3.9.16 第6回（「レーストーミック」による課題抽出）
- ⑦R3.9.29 第7回（「レーストーミック」による課題分類）
- ⑧R3.11.4 第8回（課題分類におけるキーワード抽出）
- ⑨R3.11.17 第9回（キーワードの分類）
- ⑩R3.11.23 第10回（改革方式原案検討）
- ⑪R3.11.30 第11回（方針骨格原案検討）
- ⑫R4.12.1 第12回（方針骨格原案検討）
- ⑬R4.1.17 第13回（組織体制原案検討）
- ⑭R4.1.21 第14回（組織体制原案協議）
- ⑮R4.1.25 第15回（組織体制原案調整）
- ⑯R4.2.1 第16回（組織体制修正案協議）
- ⑰R4.3.6 第17回（組織体制原案確定）
- ⑱R4.3.15 第18回（組織体制原案承認）

令和4年度

- ⑲R4.4.20 第19回（組織業務の洗出し）
- ⑳R4.4.28 第20回（実施方式協議）
- ㉑R4.5.10 第21回（スケジュール確認調整）
- ㉒R4.5.18 第22回（組織体制調整協議）
- ㉓R4.5.25 第23回（説明会用プレゼン骨格検討）
- ㉔R4.6.1 第24回（説明会用プレゼン骨格検討）
- ㉕R4.6.8 第25回（説明会用プレゼン、資料作成）
- ㉖R4.6.15 第26回（方針説明最終確認、プレゼン確認）
- ㉗R4.6.22 第27回（説明会意見調整、周知方法協議）
- ㉘R4.6.29 第28回（周知回覧、公募案内作成協議）
- ㉙R4.7.6 第29回（周知回覧板、公募案内作成と印刷）

検討委員会（神社総代会）

- ・第1次検討委員会（令和2・3年度）
 - 濱野泰一総代長、田中繁明副総代長、西村誠志郎区長総代、小牧雅夫・神者栄・安達稔・堀育夫・高橋義孝神社総代、高橋康之・橋田満・家原敏彰・小牧守幸・由利一博町内会長総代
 - ・第2次検討委員会（令和4年度）
 - 田中繁明総代長、由利一博副総代長、西村誠志郎区長総代、白井捨夫・安達稔・小牧守幸神社総代、松本浩一・堀和之・吉岡泉・堀育夫・小牧常男内会長総代